

# 木城町における産業振興施策促進事項

令和2年11月4日

## I. 産業振興施策促進区域

山村振興法に基づき指定されている振興山村である木城町全域を産業振興施策促進区域とする。

## II. 産業振興施策促進期間

産業振興施策促進事項に定められた取組については、令和2年12月1日から令和7年3月31日まで行うこととする。

## III. 産業振興施策促進区域における産業の振興を図る上での課題

### (1) 木城町の産業の現状

(全般)

本町は、宮崎県のほぼ中央に位置し、東西24km、南北6km、面積145.96km<sup>2</sup>という帯状の地形をなしており、その内約82%の119.11km<sup>2</sup>を山林が占めている。これらの山林は本地域を流れる小丸川上流に広がっており、尾鈴山脈、大瀬内山脈などの峻険な山間地帯を形成している。標高は平坦部で15m、丘陵地で80～100m、山岳地では最高1,400m、地域全体平均207mという農山村であり、本町の振興山村は全域が指定されている。

気象は県内でも気温の高い温暖地域で年平均気温17.2℃、平均湿度72%、降雨日数100日、降水量約2,400mmと多雨であり南海型気候区をなしているが、山地部は4月中旬まで晩霜をみることもあり山地型気候区に属している。

(農業)

本町においては、産業別生産額割合及び産業別就業人口割合において、宮崎県全体と比較して第一次産業の割合が高いのが特徴であり、特に本地域の基幹産業である農業においては、米をはじめ畜産・施設野菜・露地野菜など多様な農業生産が盛んに行われている。一方、農業従事者の高齢化も進んでおり、担い手及び後継者不足からくる荒廃農地の発生が問題となっているとともに、有害鳥獣による被害は年々深刻なものとなっており、生産意欲・経営意欲の減退につながっている。

(林業)

本地域の面積の81.6%は森林であり、そのうちスギを主体として人工林が37%を占めている。一般造林施策の実施だけでなく、公益的機能を果たす森林と、優良材生

産を目標とした森林づくりを推進しているが、林業就業者の減少や高齢化等が進行するなど厳しいものがある。

#### (観光業)

本町には、木城えほんの郷や川原自然公園、木城温泉館「湯らら」などを中心とした観光施設が多く存在し、各施設がオリジナルの魅力を持っている。また、東九州自動車道を利用することで、より広域的な観光客が訪れやすくなっており、その利点を活かしたPR活動や、広域的な観光・交流を推進し、年間約36万人の観光客が訪れている。

#### (製造業)

宮崎県工業統計調査(平成30年度)によると、従業員4人以上の製造業は12社が立地しており、食品・飲料・プラスチック・木材などの製造業が営まれている。

#### (農林水産物販売業)

農林水産物販売業については、農産物販売所「菜っ葉屋」等の直売所において、地元の農林畜産物の販売をしている。

## (2) 木城町の産業振興を図る上での課題

### [農業関連]

- ・ 農業の振興を図ることが課題となっており、意欲と能力のある認定農業者や農業後継者、新規就農者を育成しながら、農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積・集約化を進め、農作業の効率化を図ることで、更なる担い手の育成や確保に努め、経営発展を進めることが必要である。また、持続可能な力強い農業の実現に向けて、農家の高齢化や後継者不足、荒廃農地の発生の増加などの「人と農地の問題」の解決に向けて、将来誰がどのように農地を利用するのかを話し合いによって具体化した「人・農地プラン」の実質化に取り組むことが必要である。
- ・ スマート農業をはじめとする栽培技術の向上など、最新技術を導入した農業の近代化により、農家所得の向上を図りながら、集落営農の組織化支援などにより農業を活性化し、地域で一体となった有害鳥獣対策や荒廃農地の発生抑制対策を推進し、農業生産を継続していくことが必要である。

### [林業関連]

- ・ 林業の振興については、現有人工林、委託林の除間伐など保育作業等を適正に実行していくとともに、林道・作業道の整備や高性能機械の導入などにより山林作業の効率化を図りながら、公益的機能を果たす森林と優良材生産を目標とした森林づくりを推進する必要がある。また、林業担い手の支援機関である林業大学

校や森林組合と連携のもと、林業従事者の育成・確保を図り、森林保全・林業生産を継続していくことが必要である。

[農林水産物等販売業関連]

- ・ 農産物等の加工調理施設等の設備を充実することにより、販路の拡大を一層推進し、雇用の拡大につなげ、市場のニーズを的確に捉えた新たな発想での農産加工品の開発や地域の食材を使用した料理等の提供を推進するとともに、人材の育成に努める必要がある。

[6次産業化関係関連]

- ・ 農業は近年、農産物の価格低迷などにより生産者の所得は減少し、生産意欲の減退を招くとともに後継者不足や規模縮小につながっている。このため、農産物の生産から加工、販売までを行う6次産業化に取り組むことにより「規格外の有効活用」や「販路の多様化」等、生産者の所得増や雇用の拡大につなげていく必要がある。

[その他]

- ・ 産業振興に資する人材の育成が課題となっている。
- ・ 町内の事業者の設備投資を促進することが課題となっており、租税特別措置及び不均一課税の活用を促進する必要がある。

**IV. 産業振興施策促進区域において振興すべき業種**

農業、林業、木材産業、観光業、製造業、農林水産物等販売業

**V. IVの業種を振興するために行う取組の内容及び関係団体との役割分担に関する事項**

○木城町

- ・ 農業生産基盤の整備
- ・ スマート農業の推進
- ・ 農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積・集約化の推進
- ・ 新規就農者への支援
- ・ 鳥獣被害防止への支援
- ・ 補助金等交付財産活用事業の推進
- ・ 作業道等路網の整備
- ・ 間伐等の森林整備の推進
- ・ 造林事業の推進
- ・ 未利用・低利用森林資源（間伐材等）の利活用の推進
- ・ 乳牛・和牛優良精液導入事業の活用

- ・ 和牛振興総合対策事業の活用
- ・ 低利の融資制度の情報提供
- ・ 林業従事者の育成・就業支援
- ・ 設備投資を促進するための租税特別措置及び地方税の不均一課税の活用の推進
- ・ 山村活性化支援交付金の活用の推進
- ・ 産業振興のための各種補助事業の利用促進
- ・ 6次産業化への支援

#### ○宮崎県

- ・ 農業生産基盤の整備
- ・ 農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積・集約化の推進
- ・ 新規就農者への支援
- ・ 鳥獣被害防止への支援
- ・ 林道・作業道の整備
- ・ 間伐等の森林整備の推進
- ・ 林業従事者の育成・就業支援
- ・ 造林事業の推進
- ・ 未利用・低利用森林資源（間伐材等）の利活用の推進
- ・ 低利の融資制度の情報提供
- ・ 設備投資を促進するための租税特別措置及び地方税の不均一課税の活用の推進
- ・ 産業振興のための各種補助事業の利用促進
- ・ 林業・木材産業改善資金の貸付
- ・ 6次産業化への支援

#### ○木城町商工会

- ・ 研修等による人材育成
- ・ 経営相談への対応

#### ○木城町観光協会

- ・ 研修等による人材育成
- ・ 当該地域のPR活動の強化

#### ○児湯農業協同組合

- ・ 研修等による人材育成
- ・ 農林水産物等販売業の推進のための推進体制の整備・販売促進活動の強化
- ・ 各農家への営農指導
- ・ 農産物のブランド化に向けた販売促進活動の強化

○児湯広域森林組合

- ・ 作業道等路網の整備
- ・ 間伐等の森林整備の実施
- ・ 林業従事者の育成・就業支援
- ・ 造林事業の実施

○関係機関が連携して実施する取組

- ・ 6次産業化の推進体制の整備・販売促進活動の強化
- ・ 山村の魅力を生かした地域資源・特産物のPR活動等による、観光客の誘致及び関係人口創出のための取組の推進
- ・ 関係機関の情報共有の推進

**VI. 産業振興施策促進事項の目標**

産業振興施策促進期間の終期までの目標は以下の通り。

	地域資源を活用する 製造業	農林水産物等販売業
新規設備投資件数 (投資額)	1件 (500万円)	1件 (500万円)
新規雇用数	1人	1人
租税特別措置の適用件数 (適用額)	1件 (60万円)	1件 (60万円)
不均一課税の適用件数 (適用額)	1件 (9万円)	1件 (9万円)

なお、これらの実績については、租税特別措置の適用実施や、町内の事業者への聞き取り調査等により把握するとともに、産業振興施策促進期間の最終年度の翌年度にホームページ等を利用し、達成状況等の評価を公表することとする。

木城町産業振興施策促進区域位置図



## 産業振興施策促進事項 工程表

事業		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
振興すべき業種の振興を促進するために行う事業	① 租税特別措置の活用推進					
	② 地方税の不均一課税の活用促進					

事業者による措置の活用

事業者による措置の活用

①：産業振興施策促進事項を取りまとめ、租税特例措置の活用を推進する。

②：固定資産税（町）に係る不均一課税の活用を推進する。

# 同意書

木城町長 半渡 英俊 殿

木城町山村振興計画に記載する産業振興施策促進事項に関し、木城町と連携して取り組むことに同意します。

令和 2 年 8 月 17 日

住 所：木城町大字椎木 2 1 7 0 - 1

氏 名：木城町観光協会  
会 長 牛田 宏



# 同意書

木城町長 半渡 英俊 殿

木城町山村振興計画に記載する産業振興施策促進事項に関し、木城町と連携して取り組むことに同意します。

令和 2 年 8 月 19 日

住 所：高鍋町大字北高鍋 9 9 - 1

氏 名：児湯農業協同組合  
代表理事組合長 谷口 良孝



# 同意書

木城町長 半渡 英俊 殿

木城町山村振興計画に記載する産業振興施策促進事項に関し、木城町と連携して取り組むことに同意します。

令和 2 年 8 月 24 日

住 所：木城町大字高城4040-1

氏 名：木城町商工会  
会 長 長友 道泰



# 同意書

木城町長 半渡 英俊 殿

木城町山村振興計画に記載する産業振興施策促進事項に関し、木城町と連携して取り組むことに同意します。

令和 2 年 8 月 25 日

住 所：西都市小野崎1丁目18番地  
氏 名：児湯広域森林組合  
代表理事組合長 長友 幹雄

